

鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 10 月 29 日 (金) 第 256 号



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 (毎 週 火 , 金)

目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

告 示

- 有害な図書等の指定 (青少年男女共同参画課取扱い) 1
 - 保安林の指定予定 (森づくり推進課取扱い) 2
 - 海岸保全区域の廃止 (漁港漁場課取扱い) 2
 - 海岸保全区域の指定 (漁港漁場課取扱い) 2
 - 県営土地改良事業の計画の変更 (農地整備課取扱い) 4
 - 土地区画整理事業の換地処分 (都市計画課取扱い) 5
 - 令和 3 年度自衛官の募集 (危機管理課取扱い) 5
 - 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (南薩地域振興局取扱い) 6
 - 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 6
- ### 公 告
- 開発行為に関する工事の完了公告 (建築課取扱い) 6
 - 落札者等の公告 (管財課取扱い) 7
- ### 選 挙 管 理 委 員 会 告 示
- 直接請求の連署に必要な有権者の数 (※) (選挙管理委員会取扱い) 7

告 示

鹿児島県告示第1030号

鹿児島県青少年保護育成条例（昭和36年鹿児島県条例第65号）第9条第2項の規定により、有害な図書等として次のとおり指定した。

令和 3 年 10 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

指 定 番 号	指 定 年 月 日	指 定 種 別	書 名	発 行 所	指 定 箇 所	指 定 理 由
25387	令和 3 年 10 月 21 日	雑 誌	実話ナックルズ 10・11月合併号 04877-11	大洋図書	全 部	著しく青少年の性的感情を刺激し、又は著しく青少年の粗暴性若しくは残虐性を助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
25388			裏モノ J A P A N 11月号 01805-11	鉄人社		
25389			恋愛宣言 P I N K Y 10月号 08877-10	秋水社		
25390			Y o u n g L o v e C o m i c a y a 11月号 18815-11	宙出版		
25391			無敵恋愛エスガール 11月号 08577-11	ぶんか社		

鹿児島県告示第1031号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林として指定する予定である。

令和 3 年 10 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 保安林予定森林の所在場所
鹿屋市古江町822番1, 848番, 849番2, 879番1, 880番, 881番
- 2 指定の目的
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課及び鹿屋市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鹿児島県告示第1032号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、平成11年1月18日鹿児島県告示第67号で指定した鹿児島県薩摩沿岸枕崎漁港海岸保全区域を廃止する。

令和 3 年 10 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県告示第1033号

海岸法（昭和31年法律第101号）第3条第1項の規定により、海岸保全区域を次のとおり指定する。

令和 3 年 10 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

枕崎漁港海岸保全区域
鹿児島県薩摩沿岸枕崎漁港海岸

区 域	基 点	補 助 点
1 枕崎漁港尻無地区海岸 基点1から基点10までを順次直線で結んだ線並びに基点10, 補助点10の1, 同9の1, 同7の1, 同5の1, 同4の1, 同1の1及び基点1を順次直線で結んだ線により囲まれた区域	1 枕崎市枕崎宇牟田河南10788番の標くいの点	1の1 基点1から258度02分80メートルの点
	2 基点1から356度17分30メートルの点	4の1 基点4から238度22分80メートルの点
	3 基点2から325度07分185メートルの点	5の1 基点5から236度42分80メートルの点
	4 基点3から329度23分42メートルの点	7の1 基点7から220度17分80メートルの点
	5 基点4から334度02分195メートルの点	9の1 基点9から202度42分70メートルの点
	6 基点5から323度51分58メートルの点	10の1 基点10から
	7 基点6から314度39分127メートルの点	
	8 基点7から314度30分27メートルの点	

	9 基点 8 から 296 度 47 分 100 メートルの点	171 度 42 分 40 メートルの点
	10 基点 9 から 266 度 48 分 125 メートルの点	
2 枕崎漁港枕崎地区海岸	11 枕崎市新町 234 番の標くいの点	11 の 1 基点 11 から
基点 11 から基点 21 までを順次直線で結んだ線並びに基点 21, 補助点 21 の 1, 同 19 の 1, 同 17 の 1, 同 16 の 1, 同 15 の 1, 同 11 の 1 及び基点 11 を順次直線で結んだ線により囲まれた区域	12 基点 11 から 217 度 04 分 57.4 メートルの点	120 度 47 分 250 メートルの点
	13 基点 12 から 241 度 33 分 50 メートルの点	15 の 1 基点 15 から
	14 基点 13 から 246 度 21 分 175.3 メートルの点	174 度 37 分 150 メートルの点
	15 基点 14 から 260 度 27 分 184.4 メートルの点	16 の 1 基点 16 から
	16 基点 15 から 258 度 34 分 204 メートルの点	170 度 27 分 130 メートルの点
	17 基点 16 から 262 度 28 分 224 メートルの点	17 の 1 基点 17 から
	18 基点 17 から 308 度 11 分 17 メートルの点	175 度 17 分 70 メートルの点
	19 基点 18 から 259 度 57 分 70.2 メートルの点	19 の 1 基点 19 から
	20 基点 19 から 302 度 37 分 29 メートルの点	211 度 50 分 77 メートルの点
	21 基点 20 から 334 度 34 分 126 メートルの点	21 の 1 基点 21 から
		238 度 00 分 71 メートルの点
3 枕崎漁港小湊地区海岸	1 枕崎市西鹿籠字立神本町 351 番の標くいの点	1 の 1 基点 1 から
基点 1 と基点 2 を直線で結んだ線並びに基点 2, 補助点 2 の 1, 同 1 の 1 及び基点 1 を順次直線で結んだ線により囲まれた区域	2 基点 1 から 197 度 00 分 121 メートルの点	65 度 30 分 41 メートルの点
基点 3 から基点 17 までを順次直線で結んだ線並びに基点 17, 補助点 17 の 1, 同 15 の 1, 同 11 の 1, 同 10 の 1, 同 9 の 1, 同 8 の 1, 同 6 の 1, 同 4 の 1, 同 3 の 1 及び基点 3 を順次直線で結んだ線により囲まれた区域	3 枕崎市塩屋北町 2 番の標くいの点	2 の 1 基点 2 から
	4 基点 3 から 190 度 00 分 24 メートルの点	78 度 30 分 60 メートルの点
	5 基点 4 から 224 度 14 分 83.5 メートルの点	3 の 1 基点 3 から
	6 基点 5 から 200 度 32 分 76.8 メートルの点	86 度 00 分 66 メートルの点
	7 基点 6 から 182 度 55 分 149.6 メートルの点	4 の 1 基点 4 から
	8 基点 7 から 186 度 25 分 50.7 メートルの点	125 度 00 分 40 メートルの点
	9 基点 8 から 189 度 40 分 98.5 メートルの点	6 の 1 基点 6 から
	10 基点 9 から 195 度 44 分 191.4 メートルの点	103 度 30 分 35 メートルの点
	11 基点 10 から 178 度 33 分 290.7 メートルの点	8 の 1 基点 8 から
		94 度 00 分 30 メートルの点
		9 の 1 基点 9 から
		100 度 30 分 30 メートルの点
		10 の 1 基点 10 から
		100 度 00 分 30 メートルの点

	12 基点11から182度37分89.4メートルの点	トルの点
	13 基点12から172度29分123.4メートルの点	11の1 基点11から93度00分35メートルの点
	14 基点13から176度53分83.2メートルの点	15の1 基点15から104度40分40メートルの点
	15 基点14から173度06分195.2メートルの点	17の1 基点17から144度30分40メートルの点
	16 基点15から212度34分22.6メートルの点	
	17 基点16から234度01分205.6メートルの点	
4 枕崎漁港火之神地区海岸 基点18から基点20までを順次直線で結んだ線並びに基点20, 補助点20の1, 同18の1及び基点18を順次直線で結んだ線により囲まれた区域	18 枕崎市西鹿籠字火之神266番3の標くいの点	18の1 基点18から90度00分70メートルの点
	19 基点18から204度00分100メートルの点	20の1 基点20から100度00分70メートルの点
	20 基点19から155度00分70メートルの点	
5 枕崎漁港赤崩地区海岸 基点1から基点10までを順次直線で結んだ線並びに基点10, 補助点8の1, 同7の1, 同6の1, 同5の1, 同4の1, 同3の1, 同2の1, 同1の1及び基点1を順次直線で結んだ線により囲まれた区域	1 枕崎市枕崎字牟田河南10788番の標くいの点	1の1 基点1から258度02分80メートルの点
	2 基点1から143度30分100メートルの点	2の1 基点2から253度30分75メートルの点
	3 基点2から183度00分50メートルの点	3の1 基点3から252度00分60メートルの点
	4 基点3から135度30分176メートルの点	4の1 基点4から231度00分81メートルの点
	5 基点4から161度00分75メートルの点	5の1 基点5から230度00分66メートルの点
	6 基点5から153度30分75メートルの点	6の1 基点6から236度30分78.5メートルの点
	7 基点6から142度30分35メートルの点	7の1 基点7から219度30分87メートルの点
	8 基点7から128度00分80メートルの点	8の1 基点8から214度00分59メートルの点
	9 基点8から99度00分53.5メートルの点	
	10 基点9から145度00分15メートルの点	

鹿児島県告示第1034号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により、土地改良事業農業競争力強化農地整備（経営体育成型）（区画整理）川南地区の計画を変更したので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、この決定に不服のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、鹿児島県知事に対して審査請求をすることができる。

令和 3 年 10 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 縦覧書類の名称
変更後の土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧期間
令和 3 年 11 月 1 日から同月 30 日まで
- 3 縦覧場所
いちき串木野市役所農政課

鹿児島県告示第1035号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第3項の規定により、鹿児島市から次のとおり換地処分をした旨の届出があった。

令和 3 年 10 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 土地区画整理事業の名称
鹿児島都市計画事業谷山第二地区土地区画整理事業
- 2 換地処分の年月日
令和 3 年 10 月 1 日

鹿児島県告示第1036号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第114条、第117条第1項及び第118条の規定により、令和 3 年度第 4 次の自衛官の募集について次のとおり告示する。

令和 3 年 10 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 募集種目
 - (1) 男子
自衛官候補生
 - (2) 女子
自衛官候補生
- 2 募集期間
 - (1) 男子
令和 3 年 11 月 1 日から同月 19 日まで
 - (2) 女子
令和 3 年 11 月 1 日から同月 19 日まで
- 3 試験期日
令和 3 年 12 月 4 日
- 4 応募年齢
令和 4 年 4 月 1 日において18歳以上
令和 4 年 6 月 30 日において33歳未満の者
- 5 試験場の位置及び名称

試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称
霧島市国分福島二丁目 4 番 14 号	陸上自衛隊国分駐屯地
奄美市名瀬永田町 17 番 3 号及び奄美市名瀬大字大熊字中畑 266 番 49	鹿児島県大島支庁及び陸上自衛隊奄美駐屯地
西之表市西之表 16314 番地 6	種子島合同庁舎（国）及び委託病院
大島郡徳之島町亀津 7203 番地	徳之島町役場及び委託病院
薩摩川内市冷水町字上床 539 番地 2	（予備：陸上自衛隊川内駐屯地）

- 6 応募手続

応募しようとする者は、志願票に所定の事項を記入の上、住所地を管轄する市町村長に提出すること。

なお、志願票は、各市町村において交付する。

南薩地域振興局告示第 7 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 46 条第 2 項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和 3 年 10 月 29 日

南薩地域振興局長 大山浩昭

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
多機能型事業所 ホープみさかえ	南さつま市加世田益山 8021 番地 1	社会福祉法人みさかえ学園	南さつま市金峰町高橋 3075 番地 39	堂園 善一	令和 3 年 3 月 31 日	自立訓練（生活訓練）・就労移行支援・就労継続支援 B 型
障害者支援施設 慈生園	南九州市穎娃町別府 4710 番地 6	社会福祉法人更生会	南九州市穎娃町別府 4710 番地 6	中村 邦彦	令和 3 年 3 月 31 日	自立訓練（生活訓練）
ウイング 1 号館	南九州市川辺町田部田字東小城 3540	医療法人蒼風会	南九州市川辺町田部田 3525 番地	児玉 圭	令和 3 年 3 月 31 日	共同生活援助

北薩地域振興局告示第 17 号

児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 21 条の 5 の 3 第 1 項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和 3 年 10 月 29 日

北薩地域振興局長 千代森修一

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ハッピーアシスト Luana	薩摩川内市大小路町 3511 番地	モアニ株式会社	薩摩川内市大小路町 3511 番地	東條 了子	令和 3 年 10 月 1 日	保育所等訪問支援

公 告

開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和 3 年 10 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
鹿屋市西原二丁目 104 番 1 及び 109 番 1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
鹿屋市西原二丁目 8 番 7 号
郷原輝美

落札者等の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

令和 3 年 10 月 29 日

鹿児島県知事 塩田康一

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量
空港用化学消防車 1 台
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
鹿児島県出納局管財課調達係
鹿児島市鴨池新町10番 1 号
- 3 落札者を決定した日
令和 3 年 9 月 27 日
- 4 落札者の氏名及び住所
帝國繊維株式会社
東京都中央区日本橋二丁目 5 番 1 号
- 5 落札金額
176,000,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
令和 3 年 8 月 17 日

選挙管理委員会告示

鹿児島県選挙管理委員会告示第50号

地方自治法（昭和22年法律第67号）及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）の規定に基づく次の表の左欄に掲げる直接請求の連署に要する選挙権を有する者の数は、それぞれ同表の右欄に掲げるとおりである。

なお、令和 3 年 9 月 17 日鹿児島県選挙管理委員会告示第29号（直接請求の連署に必要な有権者の数）は、廃止する。

令和 3 年 10 月 29 日

鹿児島県選挙管理委員会委員長 松下良成

左 欄	右 欄	
地方自治法第74条第1項に基づく条例（地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。）の制定又は改廃の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数	26,809	
地方自治法第75条第1項に基づく県の事務の執行に関する監査の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の50分の1の数		
地方自治法第76条第1項に基づく議会の解散の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	267,552	
地方自治法第80条第1項に基づく議会の議員の解職の請求の連署に要する各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超える80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて	鹿児島市・鹿児島郡区	149,879
	鹿屋市・垂水市区	31,620
	枕崎市区	5,763
	阿久根市・出水郡区	8,410
	出水市区	14,478

得た数とを合算して得た数, その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数)	指宿市区	11,136
	西之表市・熊毛郡区	11,268
	薩摩川内市区	25,777
	日置市区	13,217
	曾於市区	9,823
	霧島市・始良郡区	36,717
	いちき串木野市区	7,662
	南さつま市区	9,345
	志布志市・曾於郡区	11,893
	奄美市区	13,423
	南九州市区	9,566
	伊佐市区	7,083
	始良市区	21,326
	薩摩郡区	5,711
肝属郡区	9,941	
大島郡区	16,228	
地方自治法第81条第1項に基づく知事の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		267,552
地方自治法第86条第1項に基づく副知事, 選挙管理委員, 監査委員又は公安委員会の委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		
地方教育行政の組織及び運営に関する法律第8条第1項に基づく教育委員会の教育長又は委員の解職の請求の連署に要する選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数		